

坂戸市新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案)

令和 年 月
坂 戸 市

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	5
第1章 背景	5
第2章 行動計画の作成	6
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	6
2 特措法が対象とする感染症	6
3 行動計画の作成	6
4 市行動計画の抜本的な改定	7
第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針	8
第1章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	8
1 対策の目的	8
2 対策の基本的な考え方	9
(1) 対策の選択的实施	9
(2) 発生前の段階（準備期）	9
(3) 海外発生段階（初動期）	9
(4) 国内の発生当初の時期（対応期1）	9
(5) 感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期2）	9
(6) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期3）	10
(7) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（対応期4）	10
3 市行動計画の改定概要	10
(1) 想定される感染症	10
(2) 時期区分の変更	10
(3) 対策項目の充実	10
(4) 実効性の確保	10
4 対策実施上の留意点	10
(1) 平時の備えの整理や拡充	11
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	11
(3) 基本的人権の尊重	11
(4) 危機管理としての特措法の性格	11
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	11
(6) 感染症危機下の災害対応	11
(7) 感染症拡大時のデジタル技術の活用	12
(8) 記録の作成や保存	12
5 対策推進のための役割分担	12
(1) 国の役割	12
(2) 県及び市町村の役割	12
(3) 医療機関の役割	13
(4) 指定地方公共機関の役割	13
(5) 登録事業者	13
(6) 一般の事業者	14
(7) 市民	14
第2章 市行動計画における対策項目	15

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目	20
第1章 実施体制	20
1 準備期	20
(1) 実践的な訓練の実施	20
(2) 行動計画等の作成や体制整備・強化	20
(3) 国及び地方公共団体等の連携強化	20
(4) 関係機関との連携強化	20
2 初動期	20
(1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	21
(2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	21
(3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	21
3 対応期	21
(1) 職員の派遣・応援への対応	21
(2) 必要な財政上の措置	22
(3) 緊急事態措置の検討等	22
(4) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制	22
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	23
1 準備期	23
(1) 感染対策等の情報提供・共有	23
(2) わかりやすい情報発信	23
(3) リスクコミュニケーションの体制整備	23
(4) 双方向のコミュニケーションの体制整備	23
(5) 県との感染状況等の情報提供・共有	24
2 初動期	24
(1) リスクコミュニケーションの実施	24
(2) 双方向のコミュニケーションの実施	24
(3) 偏見・差別、偽・誤情報の啓発	24
(4) 県との感染状況等の情報提供・共有	24
3 対応期	24
(1) リスクコミュニケーションの実施	25
(2) 双方向のコミュニケーションの実施	25
(3) 県との感染状況等の情報提供・共有	25
第3章 まん延防止	26
1 準備期	26
(1) 市民等の理解促進	26
2 初動期	26
(1) 国内でのまん延防止対策の準備	26
3 対応期	26
(1) まん延防止対策の実施	26
(2) 時期に応じた対策の実施	26
第4章 ワクチン	27
1 準備期	27
(1) 接種体制の構築	27
(2) 予防接種、ワクチンに関する情報提供	29

(3) DXの推進	29
2 初動期	29
(1) 接種体制の構築	30
3 対応期	30
(1) 接種の実施	30
(2) 接種体制の継続・見直し	30
(3) 予防接種、ワクチンに関する情報提供	30
(4) 接種記録の管理	30
第5章 保健	31
1 準備期	31
(1) 業務継続計画を含む体制の整備	31
(2) 健康観察や生活支援の実施体制の構築	31
(3) 情報提供・共有体制を整備	31
2 初動期	31
(1) 感染症有事体制への移行準備	31
(2) 市民等への情報発信・共有の開始	31
3 対応期	32
(1) 感染症有事体制への移行	32
(2) 相談対応	32
(3) 健康観察及び生活支援	32
(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	32
第6章 物資	33
1 準備期	33
(1) 感染症対策物資等の備蓄等	33
2 初動期	33
(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	33
(2) 円滑な供給に向けた準備	33
3 対応期	33
(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等	33
(2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力	34
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	35
1 準備期	35
(1) 情報共有体制の整備	35
(2) 支援実施に係る仕組みの整備	35
(3) 物資及び資材の備蓄等	35
(4) 生活支援を要する者への支援等の準備	35
(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備	35
2 初動期	35
(1) 生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け	36
(2) 遺体の火葬・安置	36
3 対応期	36
(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応	36
(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	37
参考 用語集	38

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 背景

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。その後、同年3月には、本市でも最初の感染者が確認された。

同月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が改正され、新型コロナを同法の適用対象とし、同法に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、国を挙げて取り組む体制が整えられた。

一方、発生当初は、この未知のウイルスに対し、治療薬やワクチンのめどが立たない中、対症療法としての対策を行わざるを得ない時期であった。県においても、埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議による助言のもと、医療体制を充実させるべく、そのための時間を稼ぐため、県民への外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請、学校教育活動の制限等、社会・経済活動の多くを停止させる措置を行った。

本市においても、坂戸市新型コロナウイルス対策連絡調整会議（以下、「市調整会議」という。）を設置し、感染症予防やまん延防止策を進めていたが、さらなる対策強化を図るため、坂戸市新型コロナウイルス対策本部（以下、「市対策本部」という。）を設置し、市民へ不要不急の外出の自粛や基本的な感染対策の徹底をお願い、公共施設の休館などの措置を行った。

その後、本市においては、令和3年2月から新型コロナ予防接種を開始したが、新型コロナは、感染拡大の波を繰り返していく中で、変異を繰り返したため、重症化リスクの高い高齢者等を中心に、その時に有効な株のワクチンを用いた予防接種を行っていった。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の5類感染症に位置付けられ、同日に市対策本部を廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナに対峙（たいじ）してきたが、この経験を通じて強く認識したことは、感染症危機が、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。そして、感染症危機は新型コロナ対応のみで終わるものではなく、次なる感染症危機が将来必ず発生するものであることを改めて認識した。

私たちは、新型コロナ対応を通じて、多くの知見を蓄積した。また、新型コロナを通じて見えてきた課題もある。市として、それらを今後想定される感染症危機対応に生かすとともに、本市の持続的発展を可能とするため、コロナを克服した10年先、20年先を見据えて、その礎を築いていくことの必要性を認識している。

特に、パンデミックも含めた「激甚化・頻発化する災害への危機対応」については、歴史的課題として位置付け、現在も危機感を持って臨んでいるところである。

新型コロナ対応では、市内の関係機関が一丸となって、この未知のウイルスに対峙（たいじ）した。関係機関同士の顔の見えるネットワークを平時から構築するとともに、これまでの培った知見を風化させることなく次代に紡いでいくことが重要である。

第2章 行動計画の作成

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の程度によっては社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及びまん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 特措法が対象とする感染症

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、以下のとおりである。

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを対象としている。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

3 行動計画の作成

本市においては、新型インフルエンザに係る対策について、平成21年6月25日に「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策マニュアル」を作成して以来、見直しを行ってきた。

平成25年6月7日、政府は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成し、これを受け、埼玉県では、平成26年1月、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成した。

本市は、これらの動き及び平成21年度の新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等を踏まえ、特措法第8条の規定に基づき、平成27年4月に「坂戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を作成した。

市行動計画は、坂戸市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する措置等を示すものである。

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を基に、国、県等関係機関と連携し、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に市行動計画の見直しを行うものとする。

また、機構改革等により、国・県・市の部課等の名称に変更があった場合は、その記載部分を新たな部課等の名称に読み替えるものとする。

4 市行動計画の抜本的な改定

このたび、国では、新型コロナ対応を踏まえ、令和6年7月2日に、政府行動計画を抜本的に改定し、これを受け、埼玉県では、令和7年1月に県行動計画を改定した。

本市では、これらの改定や新型コロナ対策の経験等を踏まえ、市行動計画を改定した。

第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

1 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することも不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や本市への侵入も避けられないと考えられる。

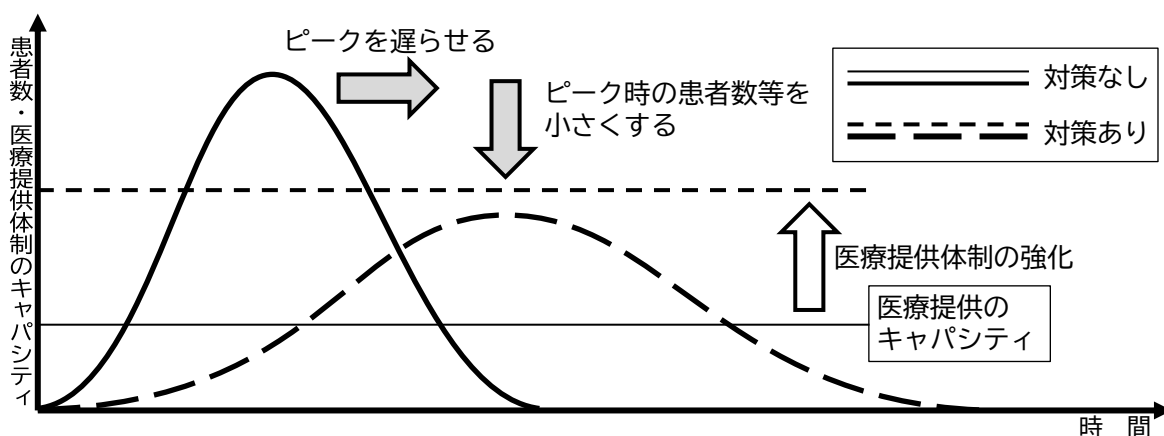
病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康とともに、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ① 市行動計画では対策の時期区分を準備期、初動期及び対応期の大きく3つとしており、このうち対応期の初期段階では、未知のウイルスに対応するため、社会活動制限による対応と市民の行動抑制を通じて、感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせることにより、医療提供体制の整備等を行う時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制の負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、医療提供体制のキャパシティを確保し、真に治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ ワクチン接種開始の見通しがつき、ウイルスに関する知見の蓄積が進む段階においては、重症者・死亡者の極小化を目標とし、適切な医療提供体制を維持しつつ、例えば高齢者福祉施設等、特にクラスターや重症化のリスクが極めて高い対象への対策を重点的に行うこととする。
- ④ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

対策の効果（概念図）



2 対策の基本的な考え方

(1) 対策の選択的实施

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、政府行動計画及び県行動計画に基づき、次の点を柱として対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

(2) 発生前の段階（準備期）

日ごろから、感染症に関して市民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

(3) 海外発生段階（初動期）

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内及び市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。

(4) 国内の発生当初の時期（対応期1）

政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の対応期のうち、国内の発生当初の時期（以下、「発生の初期段階」という。）（対応期1）では、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染力等が高い場合のリスクを想定し、強度の高いまん延防止対策を実施する。このとき、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

(5) 感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期2）

国、県、市、事業者等は、相互に連携し、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定される。

このため、不測の事態にも対応できるよう、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していくことが求められる。

また、地域の実情等に応じて、市が県対策本部と調整の上、柔軟に対策を講ずることができるようになるとともに、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

(6) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期3）

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

(7) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（対応期4）

最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（対応期4）を迎える。

3 市行動計画の改定概要

市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ感染症有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。感染症有事に際しては、国の基本的対処方針や県行動計画、市行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、対応を行っていく。

今般、政府行動計画の抜本改正に合わせ、市行動計画も初めてとなる抜本改正を行う。主な改正内容は以下のとおりである。

(1) 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等も念頭に置く。

(2) 時期区分の変更

記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実する。

(3) 対策項目の充実

これまでの6項目から7項目に改め、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン及び治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

(4) 実効性の確保

実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国、県及び市を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する。

4 対策実施上の留意点

県、国、市又は指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進、担当部署の業務改革及びDX化等を行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(3) 基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、市民及び市内事業者（以下、「市民等」という。）の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、偏見・差別を防止する対策を講ずる。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(6) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避

難所施設の確保等を進めることや、県及び市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、県及び市は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(7) 感染症拡大時のデジタル技術の活用

感染症危機対応には、DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。

感染拡大時における相談・情報収集・共有・分析基盤の整備、担当部署や医療機関等の事務負担軽減による対応能力の強化等、あらゆるケースにおいてデジタル技術を積極的に活用する。

(8) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下、「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下、「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県及び市町村の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関

が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

ア 県

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備する。

さらに、感染症有事の情報収集体制を整備するとともに、関係機関と連携のもと、諸外国の先行事例や論文等の分析を含めた調査研究を行う。

イ 市

住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 市行動計画における対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

7項目別の主な対応イメージ

○国・県 ●市

準備期 国・地方等の連携 DX推進・人材育成 実践的な訓練を実施	初動期 国内外で新型インフルエンザ 等に位置付けられる可能性があ る感染症が発生した段階	対応期 ・（国内での）発生の初期段階 ・国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
①実施体制	○厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表 ○政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく政策実施 ○県対策本部・専門家会議の設置 ●必要な人員体制の強化、対策実施に必要な予算の確保 ●市対策本部の設置	
②情報提供・ リスコミ	●迅速な情報提供・共有 ●双方向コミュニケーションの実施 ●偽・誤情報の流布に対する啓発 ●感染者や医療従事者等に対する偏見・差別等防止のための啓発 ●県との感染状況等の情報提供・共有	
③まん延防止	●まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組 ●感染症危機の状況に応じた対策の切り替え	
④ワクチン	●接種体制の構築 ○新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンの使用検討 ○パンデミックワクチンの開発 ○パンデミックワクチンの承認 ●接種開始 ●健康被害救済制度の周知 ●副反応情報等の収集・提供	
⑤保健	●情報発信・共有 ●相談対応強化 ○入院勧告・措置、移送、入院調整 ○自宅・宿泊療養の調整、健康観察 ○積極的疫学調査の開始 ○対象範囲の適切な見直し ●自宅療養者の生活支援	
⑥物資	●需要状況、備蓄・配置状況の確認 ●感染症対策物資等の確保 ●感染症対策物資等の安定供給の要請	
⑦市民生活・ 地域経済	●適切な生活関連物資等の購入の呼びかけ ●遺体の一時安置施設等の確保 ●市民生活の安定の確保 ●社会経済活動の安定の確保 ●感染症危機の状況に応じた対策の切り替え	

1 実施体制	
準備期	① <u>実践的な訓練の実施</u> 新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施 ② <u>行動計画等の作成や体制整備・強化</u> ・市行動計画の作成・変更 ・業務継続計画の作成・変更 ・必要な人員等の確保、行政官等の養成 ③ <u>国及び地方公共団体等の連携強化</u> 情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施 ④ <u>関係機関との連携強化</u> 医師会等の関係機関との連携体制を構築
初動期	① <u>新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合</u> ・国内外の発生状況等の情報収集 ・庁内及び医師会等関係機関との情報共有体制の構築 ② <u>新型インフルエンザ等の発生が確認された場合</u> ・関係部局間での情報共有 ・新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備 ・必要な人員体制の強化 ③ <u>迅速な対策の実施に必要な予算の確保</u> 対策の実施のため、財源の確保方法の検討
対応期	① <u>職員の派遣・応援への対応</u> 事務を行うことができなくなった場合の事務の代行の要請 ② <u>必要な財政上の措置</u> 国からの財政支援を活用等による財源の確保 ③ <u>緊急事態措置の検討等</u> 緊急事態宣言がなされた際、直ちに市対策本部を設置 ④ <u>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制</u> 緊急事態解除宣言がなされた際、市対策本部を廃止

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期	① <u>感染対策等の情報提供・共有</u> ・市民等の感染症危機に対する理解の造成 ・一貫した情報提供・共有 ② <u>わかりやすい情報発信</u> 様々な人へ配慮した情報提供 ③ <u>リスクコミュニケーションの体制整備</u> 市による情報提供の認知度・信頼度の向上 リスクコミュニケーションができる体制整備 ④ <u>双方向のコミュニケーションの体制整備</u> ・コールセンター等の設置準備 ・市民のニーズに応じた相談体制の構築準備 ⑤ <u>県との感染状況等の情報提供・共有</u> 情報提供を受ける手順の整備
初動期	① <u>リスクコミュニケーションの実施</u> リスクコミュニケーションの実施体制強化 ② <u>双方向のコミュニケーションの実施</u> コールセンター等の設置 ③ <u>偏見・差別、偽・誤情報に対する意識の啓発</u> ・感染者や医療従事者等に対する偏見・差別等防止のための啓発 ・偽・誤情報の流布に対する啓発 ④ <u>県との感染状況等の情報提供・共有</u> 迅速に情報連携を行うことができる体制を構築
対応期	① <u>リスクコミュニケーションの実施</u> 感染症危機の状況変化等に応じた実施体制の見直し ② <u>双方向のコミュニケーションの実施</u> コールセンター等の継続 ③ <u>県との感染状況等の情報提供・共有</u> 情報連携の継続

3 まん延防止

準備期	① <u>市民等の理解促進</u> 基本的な感染対策等の普及、理解促進
初動期	① <u>国内でのまん延防止対策の準備</u> 業務継続計画に基づく対応の準備
対応期	① <u>まん延防止対策の実施</u> 市民生活や地域経済活動への影響を考慮したまん延防止対策の実施 ② <u>時期に応じた対策の実施</u> 感染症危機の状況変化等に応じた対策の切り替え

4 ワクチン	
準備期	① <u>供給体制の構築</u> 県と連携方法や役割分担を協議 ② <u>接種体制の構築</u> ・医療従事者等の必要人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築 ・速やかにワクチンを接種するための訓練を実施 ③ <u>予防接種、ワクチンに関する情報提供</u> ワクチンの意義、安全性についての周知 ④ <u>DXの推進</u> 予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行う体制を構築
初動期	① <u>接種体制の構築</u> 接種会場や医療従事者等の確保等接種体制の構築 ② <u>接種の実施</u> 国の方針を踏まえた接種の実施
対応期	① <u>接種体制の継続</u> 継続的な実施体制の整備 ② <u>予防接種、ワクチンに関する情報提供</u> ・健康被害救済制度の周知 ・副反応疑い報告による分析や最新の科学的知見の情報の提供

5 保健	
準備期	① <u>業務継続計画を含む体制の整備</u> ・業務継続計画の策定 ・平時からの保健事業の体制整備 ② <u>健康観察や生活支援の実施体制の構築</u> 県から協力を求められた際の実施体制の構築 ③ <u>情報提供・共有体制を整備</u> 速やかに市民へ情報提供・共有できる体制構築の準備
初動期	① <u>感染症有事体制への移行準備</u> 感染症有事における業務を実施する体制を確立するための準備 ② <u>市民等への情報発信・共有の開始</u> 市民等に対する速やかな情報提供・共有体制の構築
対応期	① <u>感染症有事体制への移行</u> ・感染症有事における業務を実施する体制の強化 ・業務継続計画に基づく業務の実施 ② <u>相談対応</u> 市民等からの相談に対応する体制を強化 ③ <u>健康観察及び生活支援</u> 県からの協力要請による生活支援の実施 ④ <u>情報提供・共有、リスクコミュニケーション</u> ・市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有 ・様々な人へ配慮した感染症対策や各種支援策の周知

6 物資	
準備期	① <u>感染症対策物資等の備蓄等</u> 感染症対策物資等の備蓄及び備蓄状況等の定期的な確認
初動期	① <u>感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</u> 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ② <u>円滑な供給に向けた準備</u> ・ 感染症対策物資等の十分な量の確保 ・ 感染症対策物資等の安定的な確保
対応期	① <u>感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等</u> ・ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・ 感染症対策物資等の安定的な確保 ② <u>備蓄物資等の供給に関する相互協力</u> 物資及び資材が不足するときの相互協力

7 市民生活及び地域経済の安定の確保	
準備期	① <u>情報共有体制の整備</u> 関係機関や庁内での情報共有体制の整備 ② <u>支援実施に係る仕組みの整備</u> ニーズに即したの支援を行うための仕組みの整備 ③ <u>物資及び資材の備蓄等</u> ・ 必要な食料品や生活必需品等の備蓄 ・ 市内事業者や市民への感染対策用品や生活必需品等の備蓄の勧奨 ④ <u>生活支援を要する者への支援等の準備</u> 県と連携し要配慮者等への生活支援手続きを規定 ⑤ <u>火葬能力等の把握、火葬体制の整備</u> 火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備
初動期	① <u>生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け</u> 生活関連物資等の購入に対して適切な行動の呼びかけ ② <u>遺体の火葬・安置</u> 一時的に遺体を安置できる施設等の確保
対応期	① <u>市民生活の安定の確保を対象とした対応</u> ・ 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け ・ 心身への影響に関する施策 ・ 生活支援を要する者への支援 ・ 教育及び学びの継続に関する支援 ・ 生活関連物資等の価格の安定等 ・ 埋葬・火葬の特例等 ② <u>社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</u> ・ まん延の防止に関する措置による影響を受けた事業者に対する支援 ・ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目

第1章 実施体制

1 準備期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全国一体となった取組を推進することが重要である。

そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、感染症有事に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(1) 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(2) 行動計画等の作成や体制整備・強化

① 市行動計画を作成・変更する。

その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等を確保する。

③ 有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画の作成・変更する。

④ 特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。

⑤ 新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等を養成等を行う。

(3) 国及び地方公共団体等の連携強化

国、県及び指定地方公共機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

(4) 関係機関との連携強化

① 新型インフルエンザ等の発生に備え、医師会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。また、必要に応じて他の市町村との連携体制を構築する。

② 新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

2 初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を守るため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、準備期における検討等に基づき、市調整会議や市対策本部の設置準備を進め、庁内及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- ① 国内外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合には、発生状況等の情報収集を実施するとともに、今後の対応方針等について協議する。
- ② 庁内及び医師会等関係機関との情報共有体制を構築し、必要に応じ、市調整会議を開催する等今後の対応方針の共有や、対応期への移行のため必要な準備を進める。

坂戸市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議

委員構成	協議事項
議 長：副市長 構成員：関係部長・課長等	関係部局による情報交換・連絡調整を行う。

(2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、直ちに関係部局間での情報共有を行う。
- ② 厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生が公表され、特措法第15条に基づき政府対策本部が設置された場合は、必要に応じ、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ③ 必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ① 機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討する。
- ② 必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

3 対応期

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、収束するまで途中の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、庁内及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、感染症の特徴を踏まえ、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、重症者・死亡者の極小化及び社会経済活動との両立を図りながら感染症危機に対応することを目指す。

(1) 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

- ② 特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

(2) 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

(3) 緊急事態措置の検討等

- ① 緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに市対策本部を設置する。
- ② 市対策本部長は、本市区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

坂戸市新型インフルエンザ等対策本部会議

委員構成	協議事項
本部長：市長 副本部長：副市長・教育長 本部長：各部長等	新型インフルエンザ等に関する情報収集、整理等を行い、対処方針等を決定し実施する。

(4) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、市は、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、特に、市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きいため、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目、手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(1) 感染対策等の情報提供・共有

- ① 平時から市民等が感染症危機に対する理解を深めるため、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動やその対策等について、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。
- ② 庁内で一貫した情報を共有し、情報提供・共有を行う。

(2) わかりやすい情報発信

- ① 情報提供にあたり、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方へ配慮する。
- ② ピクトグラム等のイラストやイメージキャラクター等を情報提供・共有方法に取り込むことで、わかりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う。

(3) リスクコミュニケーションの体制整備

- ① 市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。
- ② 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

(4) 双方向のコミュニケーションの体制整備

- ① 国からの要請を受け、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。
- ② 市民のニーズに応じた相談体制を構築するための準備を進める。

(5) 県との感染状況等の情報提供・共有

新型インフルエンザ等の患者等（以下「患者等」という。）の健康観察や生活支援に関して、県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得ることを踏まえ、患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるため、有事における円滑な連携のため、当該情報連携について具体的な手順を整備する。

2 初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策の状況等に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(1) リスクコミュニケーションの実施

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有・リスクコミュニケーションを行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受け、コールセンター等を設置する。

(3) 偏見・差別、偽・誤情報に対する意識の啓発

- ① 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
- ② 感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、偽・誤情報の流布に対する啓発等を行う。

(4) 県との感染状況等の情報提供・共有

患者等の健康観察や生活支援に関して、県から協力を求められた場合、準備期に整備した手順に従い、迅速に情報連携を行うことができる体制を構築する。

3 対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(1) リスクコミュニケーションの実施

継続して市民に対して必要な情報提供・共有・リスクコミュニケーションを行うが、感染症危機の状況変化等に応じ、実施体制を柔軟に見直す。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受け、コールセンター等を継続する。

(3) 県との感染状況等の情報提供・共有

患者等の健康観察や生活支援に関して、県から協力を求められた場合、構築した情報連携を継続する。

第3章 まん延防止

1 準備期

準備期インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護するため、感染症有事における基本的な感染対策や感染を広げないための理解促進に取り組む。

(1) 市民等の理解促進

- ① 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ② 自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の感染症有事の対応等について、平時から理解の促進を図る。

2 初動期

新型インフルエンザ等が発生した際に、国内でのまん延防止やまん延時に迅速に対応できるよう準備等を行う。

(1) 国内でのまん延防止対策の準備

国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

3 対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

(1) まん延防止対策の実施

市民生活や地域経済活動への影響も十分考慮し、公共施設休館等のまん延防止対策を実施する。

(2) 時期に応じた対策の実施

感染症危機の状況変化等に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

第4章 ワクチン

1 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるよう、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制について着実に準備を進めるとともに、新型コロナ対応を踏まえ、機動的に個別接種及び集団接種を運用できるよう関係機関との調整を行う。

ワクチンの接種体制について、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するため、国及び県のほか、市内医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(1) 接種体制の構築

- ① 医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の過度の負担とならないよう国に求める。
- ② 医師会等の関係者と連携し、医療従事者等の必要人員、会場、資材等を含めたワクチンを接種するための体制を構築し、平時から必要な訓練を実施する。
- ③ 平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。
- ④ 医師会等の関係者と協力し、かかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。
- ⑤ 接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

ア ワクチン及び資材の確保

- ① 平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備を行う。

予防接種に必要となる可能性がある資材

準備品		
1	消毒用アルコール綿	
2	注射用絆創膏	
3	トレイ	
4	体温計	接触型及び非接触型
5	医療廃棄物容器、針捨て容器	
6	手指消毒剤	
7	救急用品	接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 点滴スタンド

医師・看護師用物品		
1	マスク	医療用マスク及びN95マスク
2	使い捨て手袋	S・M・L ※ニトリルゴム製が望ましい。
3	防護服	
4	フェイスシールド	
5	使い捨て舌圧子	
6	膿盆	
7	聴診器	
8	ペンライト	
文房具類		
1	ボールペン	黒・赤
2	蛍光ペン	複数色
3	クリップ	
4	用箋挟	
5	日付印	
6	スタンプ	・接種場所等（接種証明用） ・要経過観察指示用
7	スタンプ台	
8	時計	経過観察時間確認用
9	はさみ	
会場設営物品		
1	机	
2	椅子	・受付・待合い用等 ・診察用（丸椅子）
3	受付機	
4	スクリーン・パーテーション	
5	ベッド	
6	使い捨てシーツ	
7	電工ドラム・延長コード	
8	冷凍庫・冷蔵庫	ワクチン保管用 ※専用回路が望ましい。
9	耐冷手袋等	
10	保冷バッグ・保冷剤	ワクチン移送用

- ② ワクチンの供給量が限定される可能性もあることから、随時管内のワクチン配送事業者の把握を行うこととし、医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量の想定を行う。

イ 特定接種

- ① 登録事業者や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対する接種については、国の方針を踏まえ、迅速かつ着実に実施できる体制を構築する。
- ② 国が定める特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、必要に応じ、市内事業者に対する周知及び登録手続に協力する。
- ③ 特定接種の対象となりうる医療従事者や高齢者施設の従事者、本市に所属する職員等の把握を行う。

ウ 住民接種

- ① 県との連携のもと、住民接種体制を補完する仕組みについて平時から準備する。
- ② 国及び県等の協力を得ながら、希望する市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。
- ③ 円滑な接種の実施のため、市外においても接種が可能となるよう取組を進める。
- ④ 高齢者等の接種対象者数を推計し、住民接種のシミュレーションを行う。
- ⑤ 高齢者支援施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係機関と連携し接種体制を検討する。

接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	人口の7%	B	
妊婦	妊娠届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G)$

※乳児が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

（2）予防接種、ワクチンに関する情報提供

ワクチンの意義、安全性等の基本的な情報について、ウェブサイト等を通じて市民に周知する。

（3）DXの推進

医療機関からの電子的な接種記録の入力等、国が整備するシステム等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行う体制を構築する。

2 初動期

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。

(1) 接種体制の構築

- ① 国及び県と連携し、医師会等の協力を得ながら、準備期に構築した接種体制等を活用し、接種体制の準備を行う。
- ② 医師会や医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制を構築する。
- ③ 予約受付体制を構築する。

3 対応期

県等の協力を得ながら、初動期及び初動期に構築した体制を基本とし、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、接種を実施し、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(1) 接種の実施

- ① 国及び県と連携し、医師会等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制等を活用し、接種体制の準備を行う。
- ② 構築した接種体制に基づき、医師会や医療機関等の協力を得ながら、接種を希望する全ての市民が、速やかに接種を受けられるよう、接種を実施する。
- ③ 特定接種については、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ④ 高齢者施設等の入所者等接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係機関と連携し、接種を実施する。

(2) 接種体制の継続・見直し

- ① 流行株の変異に留意し、追加接種の必要な場合も含め、継続的な実施体制を整備する。
- ② 感染状況を踏まえ、必要に応じ、接種会場の増設等を検討する。

(3) 予防接種、ワクチンに関する情報提供

- ① 接種日程や会場等、使用ワクチンの種類等、接種に関する情報及び接種の予約方法について周知を徹底する。
- ② 予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底する。
- ③ 国及び県が情報提供・共有する、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法等、予防接種に係る最新の科学的知見の情報について市民への周知・共有を行う。
- ④ 可能な限り、双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行う。

(4) 接種記録の管理

地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国のシステム基盤等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。

第5章 保健

1 準備期

患者等の健康観察や生活支援に関して、県から協力を求められた際の県との役割分担、業務量が急増した場合の両者の連携や応援・受援の体制及び関係する地方公共団体間の役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

さらに国や県等が収集・分析した感染症に係る情報を市民等に積極的に提供・共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、感染症有事の際の迅速な情報共有と連携の基盤作りを行う。

(1) 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 保健事業を継続して実施することができるよう、業務継続計画を策定する。なお、その策定に当たっては、感染症有事における業務を整理する。
- ② 業務継続計画に基づく業務体制に円滑に移行できるよう、平時からDXを前提とした業務の抜本的な見直しとともに、TXの考え方の導入や外部委託の活用等による業務効率化及び保健師等の適正配置等による働き方改革を推進し、保健事業の体制を整備する。

(2) 健康観察や生活支援の実施体制の構築

患者等の健康観察や生活支援に関して、県から協力を求められた際、迅速に対応できるよう、実施体制を構築する。

(3) 情報提供・共有体制を整備

感染症有事の際に、速やかに市民へ情報提供・共有できる体制構築の準備を行う。

2 初動期

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

感染症有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の県内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(1) 感染症有事体制への移行準備

準備期に策定した業務継続計画に基づき、感染症有事における業務を実施する体制を確立するための準備を行う。

(2) 市民等への情報発信・共有の開始

- ① 発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対し、必要に応じ、適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう、国や県等が整備した発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受ける相談センターを周知する。
- ② 国が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等を市民等へ周知するとともに、Q&Aの公表や市民等向けコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やか

な情報提供・共有体制を構築する。また、双方向的なコミュニケーションの環境を整え、リスク認識や対策の意義を共有する。

3 対応期

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した業務の実施体制、県との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

（１）感染症有事体制への移行

- ① 準備期に策定した業務継続計画に基づき、感染症有事における業務を実施する体制を本格的に強化する。
- ② 準備期に策定した業務継続計画に基づき、業務を実施する。
- ③ 県から応援派遣要請により、必要に応じて、県へ職員を派遣する。

（２）相談対応

市民等からの相談に対応する体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえ、必要に応じ、速やかに発熱外来の受診につなげる。

（３）健康観察及び生活支援

県からの協力要請により、準備期に整備した実施体制に基づき、患者等に関する情報等を共有しながら、患者等の健康観察及び食事の提供等、患者等が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給を行う。

（４）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、県と連携し、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行う。

第6章 物資

1 準備期

感染症対策物資等は、感染症有事において、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

2 初動期

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進する。

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況等を確認する。

(2) 円滑な供給に向けた準備

- ① 市行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務を実施する部署から必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。
- ② 感染症対策物資等が不足するおそれがある場合においては、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請する。

3 対応期

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、初動期に引き続き、県及び国と連携した生産要請や医療機関等に対する確保要請等を行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- ① 市行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況等を確認する。
- ② 感染症対策物資等が不足するおそれがある場合においては、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請する。

(2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

国、県及び指定公共機関等との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、それぞれの機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

1 準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務を実施する準備を行いながら、市内事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(1) 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施する。

(3) 物資及び資材の備蓄等

- ① 市行動計画又は業務計画に基づき、第7章（「物資」における準備期）1－（1）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 市内事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

県の要請により、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応及び要配慮者の把握等について、具体的手続きを定める。

(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

2 初動期

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市内事業者や市民

に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(1) 生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け

市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は地域経済上重要な物資）の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛ける。

(2) 遺体の火葬・安置

国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 対応期

準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛ける。

イ 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

ウ 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者や障害者等の要配慮者等に必要に応じた生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送及び死亡時の対応等を行う。

エ 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。

オ 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速

かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

カ 埋葬・火葬の特例等

- ① 国からの要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 国からの要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。あわせて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

（２）社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市内事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた市内事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

イ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である坂戸、鶴ヶ島水道企業団に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

参考 用語集

用 語	内 容
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染者	県行動計画上では、新型インフルエンザ等の感染症にり患した者をいう。 なお、感染者には無症状者等り患したことに無自覚な者を含む。また、陽性者とは、検査等を経て、り患したことが判明した者をいう。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。 なお、その他の物資には、例えば消毒液等（医薬品でないもの）が含まれる。
感染症有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務改革（BPR）	Business Process Reengineering（ビジネスプロセス・リエンジニアリング） 既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

用 語	内 容
業務継続計画（BCP）	Business Continuity Plan（ビジネスコンティニュイティ・プラン） 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。 新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。 国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。 例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
国からの要請	国からの市町村への要請は、原則として、県を通じて要請が行われる。
クラスター	共通の感染源を持つ感染者の集団や、ある感染症の感染者が特定の集団の中に一定数以上見られる状態。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
抗原性	抗原（免疫応答を引き起こす物質）と抗体（体内に侵入した異物に対して対抗する物質）が特異的に認識し、結びつく性質。
呼吸器感染症	ウイルスや細菌などの病気を引き起こす病原体への感染により、のどや肺などの呼吸器に炎症を起こす病気。 今までに大流行した呼吸器感染症は、結核、スペインかぜ、アジアかぜや新型コロナなどがある。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

用 語	内 容
個別接種	身近な診療所や病院で予防接種を行う方法。 「かかりつけ医」で持病などを相談できるため、安心して予防接種を行うことができる。
指定地方公共機関	特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。 電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。
指定地方公共機関等	指定地方公共機関及び特措法第2条第7号に規定する指定公共機関。
市民等	市民及び市内事業者。
集団接種	公共施設や職場、学校等の特定の場所に接種会場を設け予防接種を行う方法。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）のこと。 県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
咳エチケット	感染症を他人に感染させないために、咳・くしゃみをする際、周囲に飛沫が飛び散らないよう、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること。 電車や職場、学校など人の集まる場所で咳エチケットを実践することが重要。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

用 語	内 容
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
デジタル機器	情報をデジタル信号に変換して処理する電子機器の総称。情報や映像、音声の記録、表示、通信などを高画質・高精度に行うことができる。 代表的なものとして、パソコンやスマートフォン、デジタルカメラなどがある。
デジタル技術	情報を数値化・デジタル化して扱う技術全般で、DXを推進する上で活用される技術。 代表的なものとして、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、RPA（ロボットによる業務自動化）、ビッグデータ、XR（仮想世界を現実のように体験する技術（VR）や現実世界に仮想世界を重ね合わせて見る技術（AR）など）、ICT（情報通信技術）、クラウドコンピューティングなどがある。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。 地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で、血中の酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミック	感染症の世界的大流行。
ピクトグラム	情報や指示、案内などを単純化された絵や図形で表したもの。言葉の違いや年齢等による制約を受けずに情報の伝達を行うことができる。
病原性	ウイルスや細菌などの病原体が、他の生物に感染して宿主に感染症を起こす性質・能力。
病原体	ウイルス、細菌、真菌（カビ）、寄生虫などの、生物の体内に侵入して病気を引き起こす原因となる生物。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

用 語	内 容
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。 第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。 例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	特定の分野に関する知識を理解し活用する能力。
連携協議会	埼玉県感染症対策連携協議会。 感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、県内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
AI	人工知能（Artificial Intelligenceの略）。 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
DX	Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略。 ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
PHEIC（フェイク）	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concernの略）。 具体的には、国際保健規則（IHR）において以下のとおり規定する異常事態をいう。 （1）疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 （2）潜在的に国際的対策の調整が必要な事態
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。 人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する、会員制のサービスのこと。

用 語	内 容
TX	タスクトランスフォーメーション。 デジタルを前提に、人と機械が行うタスク（仕事）を仕分け、職員の力を人が担うべき業務に振り向け、市民サービス向上と業務効率化を実現する戦略・取組。
WHO	世界保健機関（World Health Organizationの略）。 「全ての人々が可能な最高の健康水準に達すること」を目的として1948年に設立された国連の専門機関。日本は1951年に加盟した。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。 新型コロナは、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。